

国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会  
〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町10-7 学支労気付 TEL&FAX 03-3269-6096  
<http://shougakukin.sakura.ne.jp> mail; kyuuhu@shougakukin.sakura.ne.jp

**岸田首相！異次元の「大学・学生いじめ」やめて！  
進学希望先の学生支援を打ち切ることが「学生の保護」なのか？  
大学院生に新たな学生ローンを背負わせることが「支援」なのか？  
いまこそ学費は無償に！奨学金は給付に！  
15回目の請願署名スタート！**

## 「無償化」文言なし、2つの審議会報告

文部科学省は2022年12月に二つの学生支援策について審議会の報告書をまとめました。

一つは12月14日に公表した「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議最終まとめ」（以下「修学支援新制度報告」）であり、二つ目は12月23日に公表した「大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議（報告）」（以下「授業料後払い制度報告」）です。

どちらも「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2022」に書き込まれ、岸田首相が議長を務める教育未来創造会議の第一次提言工程表で

年末までの取りまとめを指示されたものです。

3年におよぶコロナ禍と物価高騰により、学生の修学難が一層深刻化しているいま、政府が取るべき施策は、日本国憲法第26条「教育を受ける権利」や日本も批准する国際人権A規約に基づいた高等教育の漸進的無償化であるはずですが。

ところが二つの報告書には「教育無償化」の文言はなく、「学ぶ権利」とは何の関係もない要件で学生や大学を分断・差別化する矛盾だらけの報告になっています。

## 学びの保障になぜ多子・理工系優先？

修学支援新制度報告には、「中間層への支援拡大」として、これまで住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯に限定されてきた修学支援制度の対象について、1多子世帯（3人以上）、2理工農系（私立）、3理工農系（国公立）を優先順位に拡大するとしています。

しかし、検討会議の資料によれば、2021年度の給付奨学金受給者を対象に「もし受けられなかった場合どうしましたか」と質問したところ33.4%が「進学をあきらめた」と回答しています。

切実な思いで支援を求める学生に対して、兄弟姉妹が何人いようが、専攻分野が文系であろうが、支援に差を付けるべきではありません。

給付奨学金受けられなかったら  
2021年度 給付奨学金受給者アンケート結果



**3分の1は進学断念！  
給付奨学金なければ**

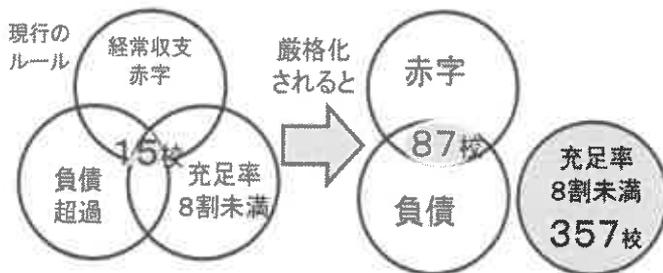
# 機関要件厳格化は学生いじめ!

「理工系の人材育成」の必要性を政府は強調しますが、それは「学ぶ権利」を保障する制度とは切り離して行うべきです。

学問・教育は普遍的価値として、人間の発達、社会の進歩の根源となるものであり、時々の政権が優劣の判断をすべきではありません。

## 支援対象外校が30倍に拡大

さらに修学支援新制度報告は、「大学の経営困難から学生を保護する視点から…機関要件の厳格化を図る（教育未来創造会議第一次提言）」として下記の要件改正案を示しました。



もともと「機関要件」は、定員割れや財政状況の悪化という学生の事情とは関係のない要件で、学校を支援対象から排除するという問題のある制度でしたが、学生に悪影響を与えないように、3要件が重なり合わなければ適用されませんでした。ところが今回の見直しは単独の基準で適用することから、対象外大学が15校から444校に拡大することになります。

## 学生支援制度を大学淘汰・統制に利用

格差と貧困が拡大する中で、少子化の進行、地域経済が衰退し、都市への人口流出などを要因に地方の私立大学では、定員割れや財政難が深刻化しています。本来ならば政府は、私大經常費補助を助成法成立時の目標である50%補助にむけて困難校を支援するべきです。

しかし、政府は私大助成を削減し続け、もはや10%を割り込み、近年は数値の公表すらされなくなっています。

政府の施策で経営難に追い込みながら、困難校を「教育の質が確保されていない大学」と決めつけて、学生支援を打ち切る。これは大学ファンド等の「大学改革」において語られる「稼ぐ大学」経営への移行を強制するもので、移行に消極的な大学を淘汰するために、学生支援制度が目的外利用されています。

## 無償教育の実現こそ未来への投資

報告書の「今後の検討課題」では、定員充足率のみの判断が「高等教育の選択肢を狭める」という「議論があった」などの言い訳をしながら「未来への投資という視点にたった提言」だとしています。すべての教育段階でお金の心配なく学べる社会こそ、未来を拓く新たな希望を生み出す基盤であり、真の未来への投資です。

## 機関要件の審査について、経営に係る要件の見直し

### <改正案>

下記の1. 又は2. のいずれかに該当する場合、対象機関とはしない。

#### 1. 収支差額や外部負債の超過に関する要件

下記①・②いずれにも該当すること

①直前3年度全ての収支計算書の「経常収支差額」がマイナスであること

②直前年度の貸借対照表の「運用資産-外部負債」がマイナスであること

#### 2. 収容定員に関する要件

(大学・短期大学・高等専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が8割未満であること

但し、直近の収容定員充足率が5割未満に該当しない場合であって、直近の進学・就職率が9割を超える場合は、確認取消を猶予する。

(専門学校の場合)

直近3年度全ての収容定員充足率が5割未満であること

但し、地域の経済社会にとって重要な専門人材の育成に貢献していると設置認可権者である都道府県知事等が認める場合※は、確認取消を猶予する。

※ 各都道府県知事等の判断にあたっては、例えば、他の教育機関による代替の困難性や卒業生の地元就職率など、国として一定の判断基準を示す。

「高等教育の修学支援新制度の見直しについて」  
【概要】(文科省2022/12/14)より抜粋

# 教育無償化に逆行する「授業料後払い」制度

## 消えた！「出世払い」の文言

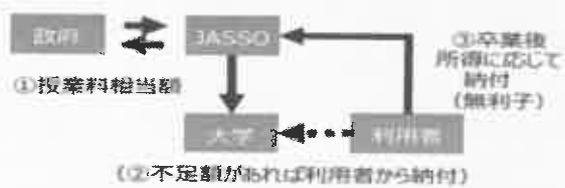
「大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議（報告）」（以下「授業料後払い制度報告」）については、当初、岸田政権発足時に立ち上げた教育未来創造会議で「新たな時代に対応する学びの支援の充実」の目玉政策として、「大学卒業後の所得に応じた『出世払い』での返還（いわゆるHECSなど）」が掲げられていました。

ところが検討会議報告書の制度設計には「出世払い」の文言はなく、「卒業後の所得に応じた納付」では「一定年収を下回る場合は月額2,000円など一定の最低納付額を設定」として、現行の新所得連動型奨学金制度を踏襲した学生ローンになっています。

## 年収146万円は「出世」と言えるのか

第1回検討会議（9/12）では「出世払い」の具体的方法として「学生等が卒業後、一定の年収に達した段階から、年収に応じて、政府が肩代わりした自身の授業料を納付する」案が検討課題として提示され、諸外国の制度が示されていました。ところが第2回（10/12）に所得連動案が示されると「146万で出世払いと言えるのか（小林座長）」「出世できる可能性が出てきたので、ちょっとずつ多めに払うイメージ（赤井委員）」等の議論（議事録参照）を経て、「現行と変わらないんじゃないか」という意見がでる（荒張委員）」という制度にまとまりました。

在学中は授業料を徴収せず、卒業後に所得に応じて柔軟に納付する「授業料後払い」の仕組み



大学院授業料の標準額（年額）	（円）
国立の大学院（法科大学院を除く）	535,800
国立の法科大学院	804,000
私立の大学院（専門職大学院を除く）の修士課程	776,000
私立の専門職大学院の修士課程	1,086,300

出典：教育未来創造会議「新たな時代に対応する学びの支援の充実」報告書（9/12）表1-10参照

## 第2回検討会議（10/12）における「出世払い」議論

【小林座長】ありがとうございます。ただ、私が少し気にしているのは、先ほど申しましたように、一応これは出世払いというのが、それこそ上の会議のほうでは言っているわけなので、146万で出世払いと言えるのかというのがちょっと引っかかるんですが。

【赤井委員】でも、いきなり高くなるわけではないですよ、146を超えたからといって。結局、だから今の制度だと、だんだん払う量が増えるんですよ。

【小林座長】はい。

【赤井委員】だから出世払い、出世できる可能性が出てきたので、ちょっとずつ多めに払ってもらうという、そんなイメージかなと。分かりました。

【小林座長】一応、2つありまして、出世払いということと、ライフイベントに応じたというのがありまして、そちらのほうはまだあまり具体的な検討はされていないと思いますけれど、これも一応、念頭に置いていただければと思います。荒張委員、どうぞ。

【荒張委員】出世払いというのは何をイメージするのかという話ですけれども、要は、定額で決められた約定に基づいて払うということではなくて、収入の多寡に応じて無理のない返済をしていきましょと、そういう意味で出世というか、所得の獲得の度合いに応じて柔軟に返していきましょというふうに理解すれば、既に以前、所得連動返還型の奨学金の検討において、2,000円だとか9%というものも合理的な検討をされて導かれたと思いますので、私はあまりそこに違和感はないですね。そういう意味では、「出世払い」について、本当に所得がもっと高くなってから払うんだという印象をもしかしたら世の中の人々は持つかもしれないけれども、そこはそんなに変わる必要が本当にあるのかな？ と思いますけれど。それとも逆に、意図としては、もっとたくさんの収入が得られたら、そこから返してくださいという意味を含んでいるものなんではないかと、政府の意図として。

【小林座長】政府の意図は、私が教育未来創造会議の資料を読む限りでは、そこまでは言っていないと思いますが、というか、出世払いという意味が、ですから、もともとそれほど明確に定義されて使われていないのでよく分からないということなので、この会議としては、今言われたように所得に応じてという所得連動のほうを重視するというのはい一つの考え方だと思います。

【荒張委員】逆に、じゃあ現行と変わらないじゃないかという、そういう意見も出てきたりするんですかね。

【小林座長】そうですね。それはあり得ます。

## どれだけ院生に借金をさせたいのか

制度設計によると、在学中の授業料標準額を日本学生支援機構が大学に支払います。標準額より授業料が高い場合は、本人が不足額を大学に支払います。さらに、生活費が不足した場合は貸与型奨学金と併用することになります。学部時代にも貸与型奨学金を利用した場合など、容易に1000万円を超える借金を抱えて卒業することになります。在学中の授業料負担を大学が考慮する必要がなくなれば、大学は授業料を引き上げやすくなります。まさに「教育無償化」に逆行する制度です。

# 院生が望まない学生ローンはいらない

## 「いき値は500万円以上」が学生の希望

検討会議の資料には、大学院に進学を希望する学部4年生に対して、奨学金を借った場合、返還が必要となる年収水準について学生の希望を聞いたアンケートがありました。

諸外国の学生ローンにある「いき値」と呼ばれる制度について「年収500～600万円以上」の回答が最も多く、イギリスやオーストラリアも同様の水準を制度として維持しています。

こうした学生の声や諸外国の制度を理解しながら、なぜ文科省は「いき値」も「返還期間の上限」もない、世界一過酷な学生ローンを新設しようとするのでしょうか？

「似て非なる」日英豪所得連動型学生ローンの返還救済制度比較

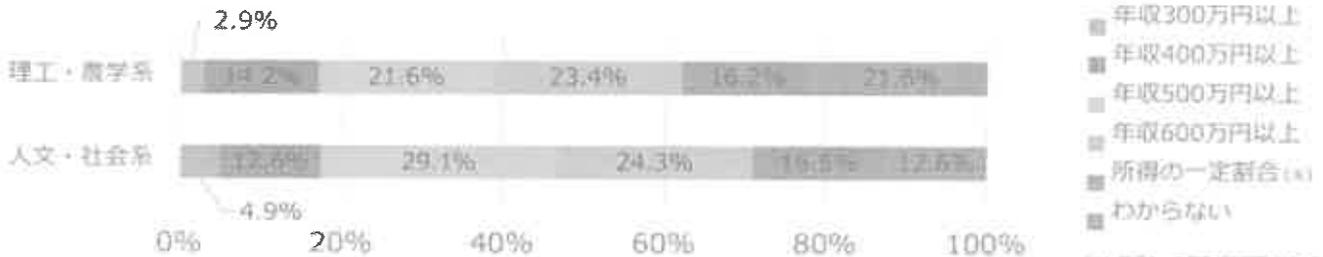
	イギリス 「所得連動」	オーストラリア HECS	日本 新所得連動型奨学金
対象	全員利用可能	全員利用可能	学力・年収要件あり
返済額(いき値)	約440万円	約460万円	年収0円~144万円迄
返還義務が発生する年収			年収0円~144万円迄 月2000円納付
返還期間上限	30年	なし	なし
返還されない債権の割合	30%~45%	約15%	2.8%

2022/9/13 大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議資料より

## 希望する院生すべてに修学支援制度を

2020年度施行の大学等修学支援制度は、大学院生を対象外にしています。授業料減免と給付奨学金を希望する大学院生が受け取れる制度にすれば、新たなローンは必要ありません。

図3-10-1 返還が必要となる年収水準について(専攻分野別)



(注) 所得の一定割合が年収連動型学生ローンに比べて、返還が容易(年収が低くても返済が不要)です。

# 15回目の請願署名運動を成功させよう!

**学費は無償に** **奨学金は給付に**

無償教育  
国際条約  
批准11年

岸田首相！これでも「教育無償化」ですか？

学生を支援する制度を使って大学・学生いじめ？  
「機関要件厳格化」で支援対象外校が30倍！  
岸田首相が設置した教育未来創造会議は、大学等修学支援制度の大学選定基準の「厳格化」を異議。対象外大学が15校から44.4校に拡大。



院生を借金づけにしないで！  
所得0で返還義務アリは「出世払い」じゃない

政府は学費を国が立替え、卒業後返済する制度を大学院生から導入する方針。諸外国では一定の年収に達しなければ返さなくてよい制度ですが、検討会議では所得ゼロでも返済義務があります。

「似て非なる」日英豪所得連動型学生ローンの返還救済制度比較

	イギリス	オーストラリア	日本
返済額(いき値)	約440万円	約460万円	年収0円~144万円迄
返還義務が発生する年収			年収0円~144万円迄 月2000円納付
返還期間上限	30年	なし	なし
返還されない債権の割合	30%~45%	約15%	2.8%

賃金は下がり、学費は上がる



若者の賃金が下がる一方、学費は上がり続け、私費負担は増大です。2012年9月、日本政府は国際人権A規約13条2項をすべて批准し、権利としての無償教育が国際公約になりました。

教育予算を世界水準に



日本の公財政府支出の%GDP比(2019年)は2.8%。OECD加盟38カ国中下から2番目。OECD加盟国平均の4.1%まで教育予算を増やせば、大学での無償教育が実現できます。

奨学金の会は1月から15回目の請願署名に取り組みます。

今回の請願項目は次の4項目です。

- 1、大学等修学支援制度について、希望者全員が受けられる制度にし、大学院まで拡大すること。財源を消費税増税分に特定しないこと。
  - 2、「出世払い制度」の導入は中止すること。
  - 3、すべての段階の無償教育を実現するため、国際人権A規約13条に基づき、具体的計画をつくり立法化すること。
  - 4、教育予算をOECD加盟国平均水準(対GDP比)に引き上げること。
- 署名を拡げて、一日も早く無償教育を実現させましょう！